

1 住所及び氏名

住 所	〒	-
電話番号	(	)
フリガナ		
氏 名		

整 理 番 号									
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居 住 開 始 年 月 日	㊦ 平成 令和	㊧ 平成 令和
契 約 日	㊩ 平成 令和	
契 約 区 分	㊪	
補 助 金 等 控 除 前 の 取 得 対 価 の 額	㊫	㊬
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額	㊭	㊮
取 得 対 価 の 額 (㊫ - ㊭)(㊬ - ㊮)	㊯	㊰
総 (床) 面 積 ※小数点以下第2位まで書きま。	㊱	㊲
う ち 居 住 用 部 分 の (床) 面 積	㊳	㊴

3 増改築等をした部分に係る事項

居 住 開 始 年 月 日	㊳ 平成 令和
契 約 日	㊴ 平成 令和
補 助 金 等 控 除 前 の 増 改 築 等 の 費 用 の 額	㊵
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額	㊶
増 改 築 等 の 費 用 の 額 (㊵ - ㊶)	㊷
㊷のうち居住用部分の金額	㊸
増 改 築 等 を し た 家 屋 の 総 床 面 積	㊹

不 動 産 番 号	家 屋	土 地
-----------	-----	-----

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㊺ 家 屋	㊻ 土 地 等	㊼ 合 計	㊽ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	㊾			
(㊾, ㊿, ㊿) × ㊾	㊿ (㊾ × ㊺ の ㊾)	㊿ (㊿ × ㊻ の ㊾)	(㊿の㊿+㊿の㊿)又は(㊿の㊿+㊿の㊿)	㊿ (㊿ × ㊽ の ㊾)
住宅取得等資金の贈与の 特例を受けた金額等	㊿			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㊿ - ㊿)	㊿			

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に㊿、㊿に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	㊿	大綱のいずれかが40歳未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合、認定住宅等である新築住宅又は買取再販住宅に入居したとき等は、右の欄に該当する数字を書いてください。㊿	区 分	㊿
--------	----	-----	--	---	---	-----	---

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㊿ 住 宅 の み	㊿ 土 地 等 の み	㊿ 住宅及び土地等	㊿ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高(㊿)	㊿			
連帯債務に係るあなたの負担割合 (「付表」の㊿の割合)	㊿			
※連帯債務がない場合には、100.00%と書きま。				
住宅借入金等の年末残高 (「付表」の㊿の金額)	㊿			
※連帯債務がない場合には、㊿の金額を書きま。				
㊿と㊿のいずれか 少 ない 方 の 金 額	㊿			
居 住 用 割 合	㊿ ÷ ㊿	㊿ ÷ ㊿		㊿ ÷ ㊿
※90%以上である場合には、100.0%と書きま。				
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㊿ × ㊿)	㊿			
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㊿の㊿+㊿の㊿+㊿の㊿+㊿の㊿)				㊿
※ ㊿の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊿」欄に転記します。				

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の㊿欄から㊿欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。	㊿ 高 齢 者 等 居 住 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊿ 断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊿ 特 定 断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊿ 特 定 多 世 帯 同 居 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額
㊿ 特 定 耐 久 性 向 上 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊿ 特 定 増 改 築 等 工 事 の 費 用 の 合 計 額 (㊿+㊿+㊿+㊿)	㊿ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (㊿又は㊿×㊿の㊿)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (㊿と㊿のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	
			㊿	

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番 号	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿
--	-----	---	---	---	---	---	---	---	---

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%-10% 同一年中 取得	家 屋 : 1 増 改 築 : 2	㊿又は㊿の金額 (10%に係る部分のみ)	㊿	㊿又は ㊿の金額 (10%に係る部分のみ)	㊿	重複適用を受ける場合は、右の文字に○をした上で、二面の㊿の金額を転記してください。	重 複 適 用	㊿
--	----------------------	----------------------	-------------------------	---	-----------------------------	---	---	---------	---

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。	要しない	整理欄	登 家 登 土 契 家 契 土 残 確 証 認 定 付 仮 A B C	住民 台帳番号 一連番号
○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。				
○この明細書は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方」を参照し、記入してください。(注)区分欄に記入する数字も同書き方を参照します。				

氏名

○
二面は一面と一緒に提出してください。

(再び居住の用に供したことに係る事項)(※6)									
転居年月日	平成 令和	年	月	日	再居住開始年月日	平成 令和	年	月	日
居住の用に供していない期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用 ☐ 空家 ☐ その他()								
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける				【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける				

- 重複適用を受ける場合

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑳の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	㉓	円 00
------------	---	---	---------

- 不動産番号が一面に書ききれない場合

※(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

1 住所及び氏名

住 所	〒 -
電話番号	()
フリガナ	
氏 名	

(共有者の氏名)

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

一面

住

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居 住 開 始 年 月 日	㊦ 平成 令和 . .	〔平成 令和 . .〕
契 約 日 契 約 区 分 ^(注)	㊩ 平成 令和 . .	
補助金等控除前の 取 得 対 価 の 額	㊫	㊭
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額	㊮	㊯
取 得 対 価 の 額 (㊫ - ㊮)(㊫ - ㊯))	㊰	㊱
総 (床) 面 積 ※小数点以下第2位まで書きます。	㊲	㊳
うち 居 住 用 部 分 の (床) 面 積	㊴	㊵

3 増改築等をした部分に係る事項

居 住 開 始 年 月 日	㊸ 平成 令和 . .
契 約 日	㊹ 平成 令和 . .
補助金等控除前の 増改築等の費用の額	㊻
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額	㊼
増改築等の費用の額 (㊻ - ㊼)	㊽
㊽のうち居住用部分の金額	㊿
増改築等をした 家屋の総床面積	㊿

不 動 産 番 号	家 屋					土 地					
-----------	-----	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㊰ 家 屋	㊱ 土 地 等	㊲ 合 計	㊳ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	㊰	/		/
(㊰, ㊱, ㊲) × ㊴	㊴ (㊰ × ㊰ の ㊴)	㊴ (㊱ × ㊱ の ㊴)	(㊰の㊴+㊱の㊴)又は(㊱の㊴+㊲の㊴)	㊴ (㊴ × ㊳ の ㊴)
住宅取得等資金の贈与の 特例を受けた金額等	㊵			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㊴ - ㊵)	㊶			

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に㊷, ㊸に含まれる 消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額)	㊷ 大欄のいずれかが40歳未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、 認定住宅等である新築住宅又は買取再販住宅に入居したとき等は、右の欄に 該当する数字を書いてください。㊸	区 分
--------	----	-----	---	--	-----

6 特例対象個人に係る事項等

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㊹ 住 宅 の み	㊺ 土 地 等 の み	㊻ 住宅及び土地等	㊼ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高 ^(注)	㊹			
連帯債務に係るあなたの負担割合 (「付表」の㊼の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	㊺			
住宅借入金等の年末残高 (「付表」の㊼の金額) ※連帯債務がない場合には、㊹の金額を書きます。	㊻			
㊹と㊻のいずれか 少 ない 方 の 金 額	㊼			
居 住 用 割 合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	㊽ ㊹÷㊼	㊽ ㊺÷㊼		㊽ ㊻÷㊼
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㊼ × ㊽)	㊾			
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㊹の㊼+㊺の㊼+㊻の㊼+㊼の㊼)				㊿
※ ㊿の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊿」欄に転記します。				

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の㊿欄から㊿欄に補助金等控除後の 金額を書いてください。これらの金額 が50万円を超えるとときに特定増改築等 住宅借入金等特別控除の適用を受ける ことができます。	㊿ 高 齢 者 等 居 住 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊿ 断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊿ 特 定 断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊿ 特 定 多 世 帯 同 居 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額
㊿ 特 定 耐 久 性 向 上 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊿ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (㊿+㊿+㊿+㊿)	㊿ あなたの持分に係る特定の 増改築等工事の費用の額 (㊿又は㊿×㊿の㊿)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定 多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (㊿と㊿のいずれか少ない方の金額で最高250万円。 ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修 工事等に係るものを除きます。)が特定取得 (※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	㊿

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番 号	㊿	〇 〇
--	-----	---	-----

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率 が含まれる家屋の取得等又は 増改築等をした場合は、右の欄に ○をした上で、10%に係る部分の 金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	家 屋 : 1 増改築等 : 2	㊿又は㊿の金額 (10%に係る部分のみ)	㊿	重複適用を受ける場合は、右の 文字に○をした上で、二面の㊿ の金額を転記してください。	重 複 適 用	㊿	〇 〇
			㊿の㊿又は ㊿の㊿の金額 (10%に係る部分のみ)	㊿		㊿		

令和07年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

氏名

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。										⑪							
番号	居住の用に供した日等				算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等				算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)				
1	認定住宅等の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居	$\text{⑪} \times 0.007 =$	20	(最高31万5千円)	円	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和3年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……③() $\text{⑬の金額()} \times 0.02$ $+ (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 0.01 =$	20	(最高12万5千円)	円	
			令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	中古住宅	令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中若しくは令和7年中に特例対象個人が入居	$\text{⑪} \times 0.007 =$	20	(最高35万円)	円			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……③() $\text{⑬の金額()} \times 0.02$ $+ (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 0.01 =$	20	(最高12万円)	円	
			平成28年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	20	(最高21万円)	円									
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	20	(最高50万円)	円										
2	認定住宅等の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	ZEH水準省エネ住宅(※4)	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居	$\text{⑪} \times 0.007 =$	20	(最高30万円)	円	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和3年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……③() $\text{⑬の金額()} \times 0.02$ $+ (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 0.01 =$	20	(最高12万5千円)	円	
			令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	20	(最高12万円)	円									
3	認定住宅等の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	ZEH水準省エネ住宅(※4)	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居	$\text{⑪} \times 0.007 =$	20	(最高50万円)	円	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和3年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……③() $\text{⑬の金額()} \times 0.02$ $+ (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 0.01 =$	20	(最高12万5千円)	円	
			令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	20	(最高12万円)	円									
4	認定住宅等の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	省エネ基準適合住宅(※4)	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居	$\text{⑪} \times 0.007 =$	20	(最高24万5千円)	円	震災特例法(※5)の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中若しくは令和7年中に特例対象個人以外が入居又は令和6年中若しくは令和7年中に特例対象個人が入居	$\text{⑪} \times 0.009 =$	20	(最高40万5千円)	円
			令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	20	(最高28万円)	円	令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中若しくは令和7年中に特例対象個人が入居			$\text{⑪} \times 0.009 =$	20	(最高45万円)	円		
5	その他の住宅に係る住宅借入金等特別控除の適用(1から4又は7から11のいずれかを選択する場合を除きます。)	認定住宅等の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に入居	$\text{⑪} \times 0.007 =$	20	(最高21万円)	円	認定住宅等の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	令和3年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……③() $\text{⑬の金額()} \times 0.02$ $+ (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 0.01 =$	20	(最高12万5千円)	円	
			令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	中古住宅	令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中若しくは令和7年中に特例対象個人が入居	$\text{⑪} \times 0.007 =$	20	(最高21万円)	円			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……③() $\text{⑬の金額()} \times 0.02$ $+ (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 0.01 =$	20	(最高12万円)	円	
			平成28年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	20	(最高14万円)	円									
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	20	(最高21万円)	円										
6	認定住宅等の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	省エネ基準適合住宅(※4)	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に入居	$\text{⑪} \times 0.007 =$	20	(最高14万円)	円	認定住宅等の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	令和3年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……③() $\text{⑬の金額()} \times 0.02$ $+ (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 0.01 =$	20	(最高12万5千円)	円	
			令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	中古住宅又は増改築等	令和4年中若しくは令和5年中に入居	$\text{⑪} \times 0.007 =$	20	(最高21万円)	円			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……③() $\text{⑬の金額()} \times 0.02$ $+ (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 0.01 =$	20	(最高12万円)	円	
			平成28年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	20	(最高14万円)	円									
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	20	(最高40万円)	円										

(再び居住の用に供したことに係る事項)(※6)

転居年月日	平成 令和	年	月	日	再居住開始年月日	平成 令和	年	月	日
居住の用に供していない期間の家屋の用途					☐ 賃貸の用 ☐ 空家 ☐ その他 ()				
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用					【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける				
					【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける				

- ※1 ②欄の金額を一面の②欄に転記します。
- ※2 ②欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※3 特例対象個人、(特別)特定取得及び(特例)特別特例取得については、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方」を参照してください。
- ※4 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「6」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※5 「震災特例法」とは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律のことをいいます。
- ※6 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の②欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の②欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（②の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	②3	円 0 0
------------	---	----	----------

※ ②3欄の金額を一面の②3欄に転記します。

○ 不動産番号が一面に書ききれない場合

(1)		(3)		※ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。
(2)		(4)		

令和 〇 7 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

1 住所及び氏名

住 所	〒 -
電話番号	()
フリガナ	
氏 名	

整理番号	
------	--

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	㊦ 平成令和 . . .	(平成令和 . . .)
契約日	㊩ 平成令和 . . .	
契約区分 ^(注)		
補助金等控除前の取得対価の額	㊮	㊫
交付を受ける補助金等の額	㊰	㊭
取得対価の額(㊮ - ㊰)	㊱	㊮
総(床)面積	㊲	㊳
※小数点以下第2位まで書きます。		
うち居住用部分の(床)面積	㊴	㊵

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㊲ 平成令和 . . .
契 約 日	㊳ 平成令和 . . .
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㊴
交付を受ける補助金等の額	㊵
増改築等の費用の額(㊴ - ㊵)	㊶
㊶のうち居住用部分の金額	㊷
増改築等をした家屋の総床面積	㊸

不動産番号	家屋		土地	
-------	----	--	----	--

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㊹ 家 屋	㊺ 土 地 等	㊻ 合 計	㊼ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	㊹			
(㊹, ㊺, ㊻) × ㊽	㊾ (㊹ × ㊹の㊹)	㊿ (㊺ × ㊺の㊹)	(㊹の㊹+㊺の㊹)又は(㊹の㊹+㊼の㊹)	㊿ (㊹ × ㊼の㊹)
※共有でない場合は、㊾, ㊿, ㊿を書いてください。	㊿			
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	㊿			
あなたの持分に係る取得対価の額等(㊿ - ㊿)	㊿			

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に㊿, ㊿に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	
--------	----	-----	---	--

6 特例対象個人に係る事項等

大綱のいずれかが40歳未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、認定住宅等である新築住宅又は買取再販住宅に入居したとき等は、右の欄に該当する数字を書いてください。	区分	
---	----	--

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㊿ 住 宅 の み	㊿ 土 地 等 の み	㊿ 住宅及び土地等	㊿ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高 ^(注)	㊿			
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表)の㊿の割合	㊿			
※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	㊿			
住宅借入金等の年末残高(付表)の㊿の金額	㊿			
※連帯債務がない場合には、㊿の金額を書きます。	㊿			
㊿と㊿のいずれか少ない方の金額	㊿			
居 住 用 割 合	㊿ ÷ ㊿	㊿ ÷ ㊿		㊿ ÷ ㊿
※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	㊿	㊿		㊿
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(㊿ × ㊿)	㊿			
住宅借入金等の年末残高の合計額(㊿の㊿+㊿の㊿+㊿の㊿+㊿の㊿)				㊿
※ ㊿の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊿」欄に転記します。				

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の㊿欄から㊿欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。	㊿ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	㊿ 断熱改修工事等の費用の額	㊿ 特定断熱改修工事等の費用の額	㊿ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
㊿ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	㊿ 特定の増改築等工事の費用の合計額(㊿+㊿+㊿+㊿)	㊿ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(㊿又は㊿×㊿の㊿)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(㊿と㊿のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	
			㊿	

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番号	㊿	㊿
--	----	---	---

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10%同一年中取得	家屋:1	㊿又は㊿の金額(10%に係る部分のみ)	㊿
		増改築等:2	㊿の㊿又は㊿の㊿の金額(10%に係る部分のみ)	㊿

重複適用を受ける場合は、右の文字に○をした上で、二面の㊿の金額を転記してください。	重複適用	㊿
---	------	---

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。	要しない
---	------

○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

○この明細書は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方」を参照し、記入してください。(注)区分欄に記入する数字も同書き方を参照します。

一面
控 用
○この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

氏名

二面 控用 ○ この用紙は 控用 です。 申告には、必ず 提出用 を使ってください。

※1 ⑳欄の金額を一面の㉔欄に転記します。

※2 ㉔欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 特例対象個人、(特別)特定取得及び(特例)特別特例取得については、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方」を参照してください。

※4 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「6」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。

※5 「震災特例法」とは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律のことをいいます。

※6 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑳欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉓欄に記載します。

※ ②③欄の金額を一面の②③欄に転記します。

(1) (3) ※（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

(2) (4)